告示

○金融庁告示第五号

アイエヌジー　インシュランス　インターナショナル　ビー・ヴィが、平成二十三年十二月二十二日付でアイエヌジー生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりアイエヌジー生命保険株式会社の同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

○金融庁告示第一号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

一、二及び四中「株式会社新生銀行　東京都目黒区下目黒一丁目　株式会社新生銀行事務集中部」を「株式会社新生銀行　東京都品川区上大崎二丁目　株式会社新生銀行事務集中部」に改める。

○法務省告示第一号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

一、二及び四中「株式会社新生銀行　東京都目黒区下目黒一丁目　株式会社新生銀行事務集中部」を「株式会社新生銀行　東京都品川区上大崎二丁目　株式会社新生銀行事務集中部」に改める。

○総務省告示第十四号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十四年一月二十三日

総務大臣　川端　達夫

区分	額
物品等の調達契約	二千五百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	十九億四千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	一億九千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	二千五百万円

○中央選挙管理会告示第五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十三日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十三年十二月二十九日	大地・真民主党	大地	東京都千代田区永田町二―九―六十全ビル二〇六号室	鈴木　宗男
平成二十四年一月五日	新党きづな	きづな	東京都板橋区徳丸五―三―五―二〇七	内山　晃

○法務省告示第二十六号

大分市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年一月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

大分県大分郡明治村大字猪野八百七十三番地　薬師寺辰雄

○外務省告示第八号

平成二十三年十二月二十七日にプトラジャヤで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がマレーシア政府との間に行われた。

平成二十四年一月二十三日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、マレーシアの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とマレーシア政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十六億九千七百万円（六、六九七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、マレーシア日本国際工科院（ＭＪＩＩＴ）整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、マレーシア政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、マレーシア政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、九年の据置期間の後二十一年とする。

(b)　利子率は、年二・〇パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、マレーシアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　マレーシア政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　マレーシア政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してマレーシアにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためマレーシアへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　マレーシア政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してマレーシアにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してマレーシアにおいて課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　マレーシア政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。